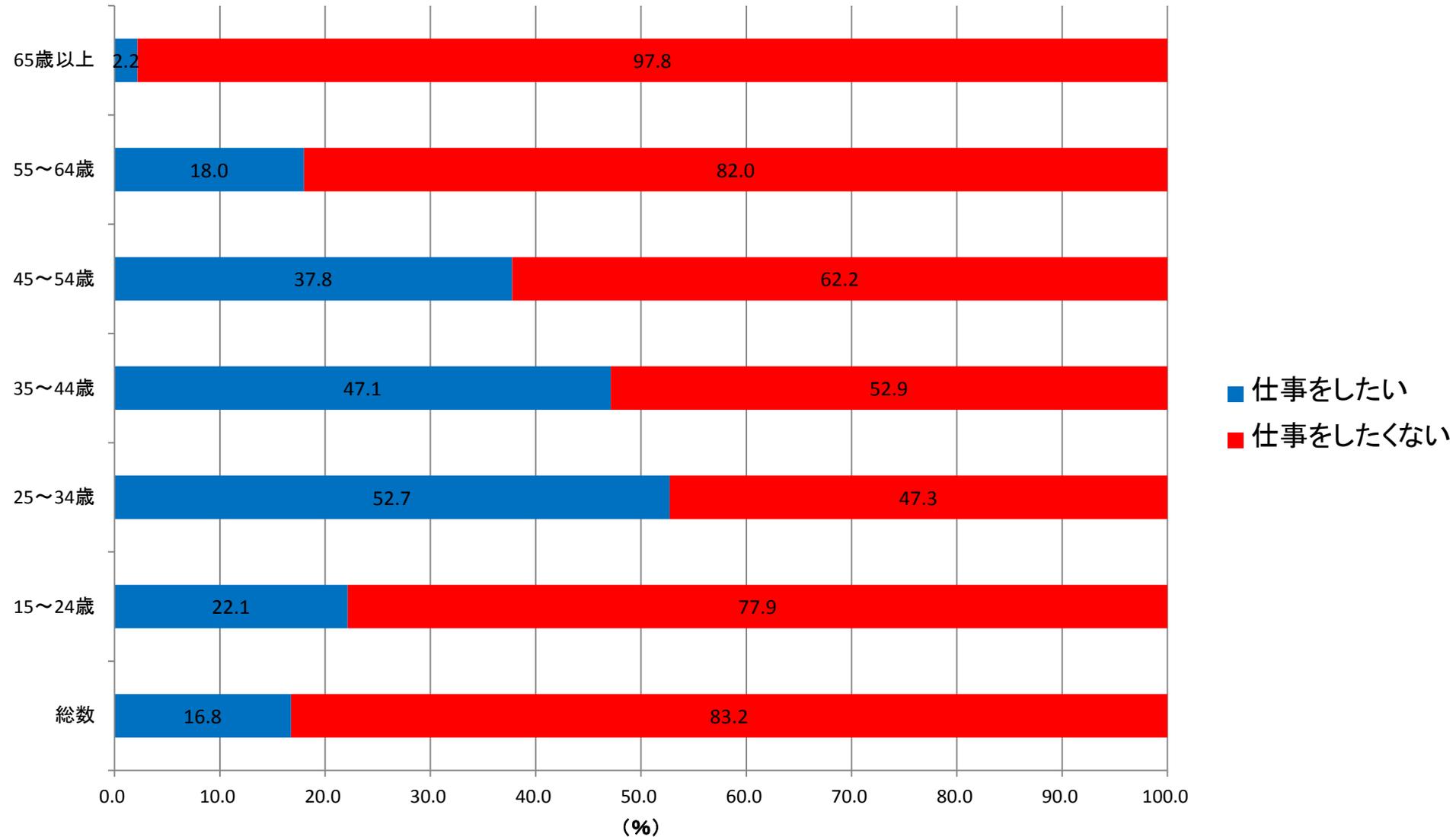


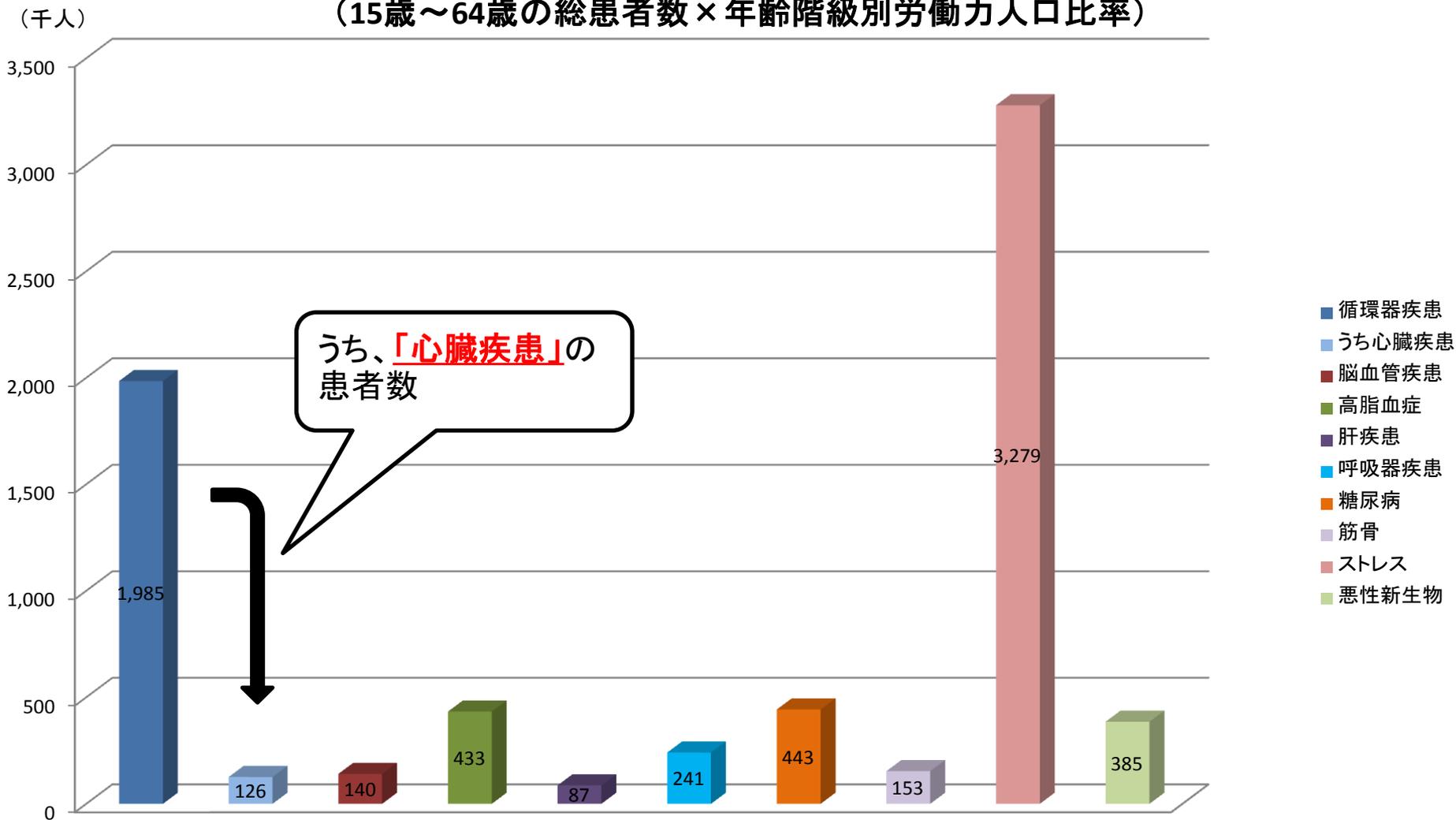
第1回検討会における議論に関連する資料

年齢階級別にみた仕事をしていない人に占める就業希望者の割合 (平成22年総務省労働力調査より)



※ 「仕事をしていない人」＝「完全失業者数」＋「非労働力人口」
「就業希望者数」＝「完全失業者数」＋「非労働力人口(就業希望あり)」として集計

主な職業関連疾患に罹患している労働者の総患者数 (15歳～64歳の総患者数×年齢階級別労働力人口比率)



厚生労働省「患者調査」(平成20年10月)
総務省「労働力調査」より

出所:厚生労働省労働基準局調べ(平成23年)

「治療と職業生活の両立等の支援手法の開発」委託事業について

＜平成23年度予算額＞

○ 人件費(諸謝金+旅費) 44,876千円…①
※1 ※2

※1 コーディネーター(MSW、看護師等)の謝金に加え、報告書作成のための費用(事務局の人件費等)を含む。

※2 コーディネーターが、患者の就労先企業等へ訪問する費用。

○ 4疾患 × 15労働者 = 60労働者…②

(脳・心臓疾患、精神疾患その他ストレス性疾患、腰痛その他の筋骨格系疾患、職業性がんその他の悪性新生物)



単純計算すると、1労働者あたり 747千円…①/②

【留意点】

○ あくまでもモデル事業として、コーディネーター(MSW、看護師等)が、対象労働者の支援に専念するという形で計上している。実際に、この支援システムを動かすとした場合、コーディネーターは、その他の業務にも従事することが想定されるため、1労働者あたりの費用も抑えられると考えられる。

○ 単年度事業として支援の期間が決まっているため、1年間に満たない期間で支援を終了した場合、支援を有する労働者を見つけても、年度途中から支援を開始することができない。実際に、この支援システムを動かすとした場合、支援期間に制限がないため、1人のコーディネーターがより多くの労働者を支援することが可能と考えられる。